

## 構想対象市町村の組合せに係る基本的な考え方（案）

旧合併特例法に基づく市町村合併により、本県の市町村数は47（10市、20町、17村）から39（12市、15町、12村）に減少したが、その減少率は約17%で、全国平均の約44%を大幅に下回っている状況。

また、市町村の規模を平成18年3月末現在と比較してみると、平均人口は全国平均の約67千人に対して約37千人、人口1万人未満の町村数は18団体（市町村数の約46%）である等、本県の市町村は概して規模が小さいと言わざるを得ない状況にあり、市町村合併を更に推進していく必要がある。

以上の状況を踏まえ、この構想で定める市町村合併の具体的な組合せについては、次に示す基本的な考え方に基づいて提案するものとする。

1. 基本指針で示された3つの類型を前提に、本県における各市町村の現況及び当該市町村の意向等を踏まえ、第1～第3の類型で具体的な組合せを提示する。

- 第1 人口1万人未満の町村の解消をめざす組合せ
- 第2 新たに市制施行をめざす町村の組合せ
- 第3 人口10万人程度以上の市勢拡大をめざす市町村の組合せ

2. 合併の具体的な組合せの検討に際しては、関係市町村における次の各事項についても十分考慮するものとする。

- a) 広域行政の状況
- b) 旧法の下での市町村合併（協議）を行った経緯
- c) 地理的条件、人口密度
- d) 生活圏域
- e) 歴史的つながり
- f) 市町村の意向